



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2022 AUGUST / 256号

★ 吹矢の矢 ★

特許訴訟事件は理解するのに時間がかかるものが多く、また紙面の制約もあって、これまであまり取り上げてきませんでした。今回ご紹介するのは、非常に簡単な発明に関する判例(控訴審:令和3年(ネ)第10049号、原審:平成31年(ワ)第2675号)です。発明自体は簡単なものですが、原審と控訴審とで逆の判断が出ており、特許訴訟はやはり難しいものだと言感させられます。

1. 事案の概要

原告(株式会社ダイセイコー)は特許第4910074号(発明の名称「吹矢の矢」)を所有しており、被告(株式会社トラストクルー)がこの特許の請求項2を侵害しているとして、実施の差止めと損害賠償を求めました。

ここで「吹矢」というのはいわゆるスポーツ吹矢のことで、吹矢メーカーにとって競技会の公認用具と認定されるかどうか死活問題であり、これをめぐって業界内でもめているようです。

請求項2 (カッコ内の符号を加入しています)

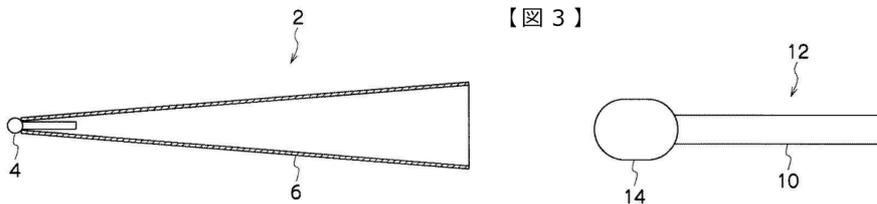
「A. 吹矢に使用する矢(2)であって、

B. 長手方向断面が楕円形である先端部(14)と該先端部(14)から後方に延びる円柱部(10)とからなるピン(12)であって、該円柱部(10)の横断面の直径が前記楕円形の先端部(14)の横断面の直径よりも小さいピン(12)と、

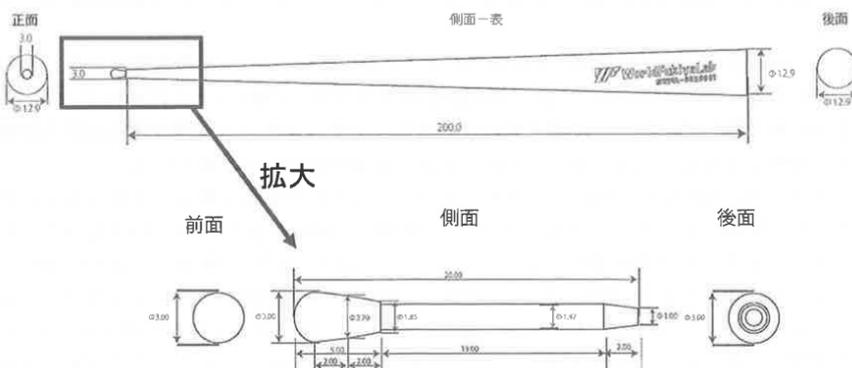
C. 円錐形に巻かれたフィルム(6)であって、先端部に前記ピン(12)の円柱部(10)すべてが差し込まれ固着されたフィルム(6)と、からなり、

D. 前記フィルム(6)の先端部に連続して前記ピン(12)の楕円形の部分が錘として接続された矢(2)。」

【図1】



被告製品



2. 主要な争点

被告製品のピンは、長手方向断面が「楕円形」の先端部を有するかどうか。換言すると、被告製品のピン形状  は「楕円形」に含まれるか。

3. 原審判決

原告の勝訴。

「本件発明の「楕円形」は幾何学的意味での楕円に近い形を含む。また、本件明細書によれば、本件発明の先端部は「楕円形」とすることで、「かえし」（下注1参照）がなくなるほか、上下方向の重心が均等であり、従来技術の釘形状の先端部と比べて錘として重くなり、矢全体の長手方向の重心を前寄りに寄せるという技術的意義を有するところ、被告製品の先端部も同じ効果を奏するものであり、被告製品の先端部は、本件発明においては、楕円に近い形であるとして「楕円形」（構成要件B、D）の先端部であるということが相当と解される。… 被告製品は、本件発明の技術的範囲に属する。」

注1: 「かえし」というのは、的に刺さった矢を引き抜くときに、先端の錘だけが的に残ってフィルム部だけになってしまうことをいいます。

4. 控訴審判決

控訴人(原審被告)の逆転勝訴。

「構成要件B及びDの「楕円形」は、幾何学上の楕円の形状や、本件発明の実施例の形のような、楕円に近い形状であって長手方向の両端の曲率を同じくする形状は含むものと解される一方で、曲率に差のある形状は含まないものと解するのが相当である。なお、これと異なる技術常識を認めるべき証拠もない。」

「被告製品のピンの先端部は、「長手方向断面が、前部が曲率の緩い曲線形状、後部が略円錐形となるように円弧を描き、後部の円柱部との接合面が上下に角を有し、前記後部の角と角とを直線で結んだ形状である先端部」であり、曲率に差のある形状の一端を更に一定の範囲で切断した形状というべきものであるから、構成要件B及びDの「楕円形」には含まれない。したがって、被告製品が、文言上、本件発明の技術的範囲に属するとは認められない。」

「当裁判所は、被告製品は本件発明の構成要件B及びDを充足しないから、文言侵害は成立せず、第1要件及び第3要件を充足しないから均等侵害(下注2参照)も成立しないと判断する。」

注2:

○均等侵害

文言どおり忠実に解釈すれば権利範囲に含まれないような物であったとしても、本質的に特許された発明を模倣していると考えられる場合には、均等物であるとして権利範囲に含める解釈をいいます。最高裁により、第1～第5の成立要件が示されています。

○均等侵害成立の「第1要件」

異なる部分が特許発明の本質的部分ではないこと。

○均等侵害成立の「第3要件」

当事者が、侵害とされる対象製品の製造等の時点において容易に置き換えられること。

5. 備考

本件訴訟では、特許無効の抗弁も主張されています。また、特許庁においても本件特許に対して特許無効審判が請求されました(無効2020-800118)。この審判では今年の2月9日に審決があり、本件特許は維持されています。